

静岡県公安委員会規則第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月22日

静岡県公安委員会委員長 熊田俊博

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則（昭和60年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（風俗営業の許可に係る営業制限地域の例外）</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号の静岡県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める地域は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。</p> <p>第4条 条例第3条第1項第3号の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号の商業地域とする。</p> <p>第5条 条例第3条第2項第2号の規則で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。</p> <p>第6条 条例第3条第2項第3号の規則で定める施設は、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）の施設とする。</p> <p>2 条例第3条第2項第3号の規則で定める風俗営業の種類は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第3号及び第7号とする。</p> <p>3 条例第3条第2項第3号の規則で定める地域は、別表第4に掲げる地域で、条例第3条第1項第3号に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲25メートルの区域内の地域を除く地域とする。</p>	<p>（風俗営業の許可に係る営業制限地域の例外）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の静岡県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める地域は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第2号の規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。</p> <p>第4条 条例第2条第1項第3号の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号の商業地域とする。</p> <p>第5条 条例第2条第2項第2号の規則で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。</p> <p>第6条 条例第2条第2項第3号の規則で定める施設は、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）の施設とする。</p> <p>2 条例第2条第2項第3号の規則で定める風俗営業の種類は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第4号とする。</p> <p>3 条例第2条第2項第3号の規則で定める地域は、別表第4に掲げる地域で、条例第2条第1項第3号に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲25メートルの区域内の地域を除く地域とする。</p>

(特別日営業延長許容地域)

第7条 条例第4条第1項第3号の規則で定める日は、別表第5の左欄に掲げる祭典等の開催日の翌日（開催日が2日以上にわたる場合にあっては、開催期間初日の翌日から開催期間最終日の翌日までの間）とし、同号の規則で定める地域は、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

(営業延長許容地域)

第7条の2 条例第4条の2の規則で定める地域は、別表第6に掲げる地域とする。

(風俗営業者の一般遵守事項)

第8条 条例第8条第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

法第17条の規定に基づき表示した料金以外の料金を客に請求し、又はさせないこと。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第9条 条例第12条第1項第8号の規則で定める地域は、県内のすべての地域とする。

(医師の指定)

第10条 (略)

第11条 (略)

別表第6 (第7条の2関係)

営業延長許容地域

市町名	営業延長許容地域
下田市	一丁目(13番から15番までを除く。)から三丁目まで、西本郷一丁目

(特別日営業延長許容地域)

第7条 条例第3条第1項第3号の規則で定める日は、別表第5の左欄に掲げる祭典等の開催日の翌日（開催日が2日以上にわたる場合にあっては、開催期間初日の翌日から開催期間最終日の翌日までの間）とし、同号の規則で定める地域は、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

(営業延長許容地域)

第8条 条例第4条第1項の規則で定める地域は、別表第6に掲げる地域とする。

(風俗営業者の一般遵守事項)

第9条 条例第7条第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

法第17条の規定に基づき表示した料金以外の料金を客に請求し、又はさせないこと。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第10条 条例第11条第1項第8号の規則で定める地域は、県内の全ての地域とする。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第11条 条例第14条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第7に掲げる地域とする。

第12条 条例第14条第2項第2号の規則で定める地域は、別表第8に掲げる地域とする。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第13条 条例第20条の規則で定める地域は、別表第9に掲げる地域とする。

(医師の指定)

第14条 (略)

第15条 (略)

別表第6 (第8条関係)

営業延長許容地域

市区町名	地域
下田市	一丁目(13番から15番までを除く。)から三丁目まで、西本郷一丁目

	<u>及び東本郷一丁目の商業地域</u>		<u>及び東本郷一丁目の商業地域</u>
伊東市	<u>湯川一丁目、湯川三丁目、松原湯端町、猪戸一丁目、猪戸二丁目、中央町、松原本町、東松原町、松川町、宝町、寿町、幸町、桜木町一丁目、桜木町二丁目、弥生町、銀座元町、和田一丁目及び竹の内二丁目の商業地域</u>	伊東市	<u>銀座元町、寿町、幸町、桜木町一丁目、桜木町二丁目、猪戸一丁目、猪戸二丁目、宝町、竹の内二丁目、中央町、東松原町、松川町、松原本町、松原湯端町、弥生町、湯川一丁目、湯川三丁目及び和田一丁目の商業地域</u>
熱海市	<u>田原本町、咲見町（7番を除く。）、上宿町、銀座町、中央町、清水町、渚町、昭和町及び和田浜南町の商業地域</u>	熱海市	<u>上宿町、銀座町、咲見町（7番を除く。）、清水町、昭和町、田原本町、中央町、渚町及び和田浜南町の商業地域</u>
三島市	<u>中央町、本町、広小路町、芝本町、一番町及び大宮町三丁目の商業地域</u>	三島市	<u>一番町、大宮町三丁目、芝本町、中央町、広小路町及び本町の商業地域</u>
沼津市	<u>高島本町、新宿町、高沢町、高島町、大手町一丁目から大手町五丁目まで、三枚橋町、添地町、西条町、白銀町、真砂町、上土町、町方町、八幡町、末広町、通横町、大門町、魚町、本町、東宮後町、幸町、仲町、鵬町、下本町、浅間町及び新町の商業地域</u>	沼津市	<u>上土町、大手町一丁目から大手町五丁目まで、鵬町、幸町、西条町、魚町、三枚橋町、下本町、白銀町、新宿町、新町、末広町、浅間町、添地町、大門町、高島本町、高沢町、高島町、通横町、仲町、八幡町、東宮後町、本町、真砂町及び町方町の商業地域</u>
御殿場市	<u>新橋の商業地域のうち、県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道0216号線及び市道1514号線に囲まれた地域並びに県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道1502号線及び市道1480号線に囲まれた地域</u>	御殿場市	<u>新橋の商業地域のうち、県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道0216号線、市道4242号線及び市道1514号線に囲まれた地域並びに県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道1502号線及び市道1480号線に囲まれた地域</u>
富士市	<u>本町、平垣本町、平垣及び富士町の商業地域のうち、東海旅客鉄道東海道本線北側の地域</u> <u>吉原一丁目から吉原五丁目まで、中央町一丁目から中央町三丁目まで、今泉一丁目、錦町一丁目、御幸</u>	富士市	<u>富士町、平垣、平垣本町及び本町の商業地域のうち、東海旅客鉄道東海道本線北側の地域並びに今泉一丁目、中央町一丁目から中央町三丁目まで、伝法、錦町一丁目、御幸町、吉原一丁目から吉原五丁目まで、依</u>

	<u>町、伝法、依田原及び依田原町の商業地域</u>			<u>田原及び依田原町の商業地域</u>
富士宮市	<u>貴船町1番、貴船町2番、西町1番から5番まで、西町10番から17番まで、西町25番から27番まで、宮町4番から10番まで、大宮町1番、大宮町2番、大宮町8番、大宮町10番、大宮町12番から32番まで、中央町2番から5番まで、中央町7番から9番まで、中央町12番から15番まで、東町13番、東町14番、東町21番から23番まで及び東町30番の商業地域</u>		富士宮市	<u>大宮町1番、大宮町2番、大宮町8番、大宮町10番、大宮町12番から32番まで、貴船町1番、貴船町2番、中央町2番から5番まで、中央町7番から9番まで、中央町12番から15番まで、西町1番から5番まで、西町10番から17番まで、西町25番から27番まで、東町13番、東町14番、東町21番から23番まで、東町30番及び宮町4番から10番までの商業地域</u>
静岡市	清水区	<u>辻一丁目、江尻東一丁目から江尻東三丁目まで、袖師町、本郷町、宮代町、大手一丁目、小芝町、宝町、江尻町、真砂町、銀座、島崎町、旭町、相生町、巴町、松原町、千歳町、万世町一丁目、万世町二丁目、入船町、港町一丁目、港町二丁目及び富士見町の商業地域</u>	静岡市清水区	<u>相生町、旭町、入船町、江尻町、江尻東一丁目から江尻東三丁目まで、大手一丁目、小芝町、銀座、島崎町、袖師町、宝町、千歳町、辻一丁目、巴町、富士見町、本郷町、真砂町、松原町、万世町一丁目、万世町二丁目、港町一丁目、港町二丁目及び宮代町の商業地域</u>
	葵区	<u>鷹匠一丁目から鷹匠三丁目まで、横田町、日出町、伝馬町、栄町、黒金町、御幸町、紺屋町、追手町、呉服町1丁目、呉服町2丁目、両替町1丁目、両替町2丁目、昭和町、常磐町1丁目、常盤町2丁目、常磐町三丁目、西門町、七間町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、天王町、吉野町、桜木町、人宿町1丁目、人宿町2丁目、駿河町、駒形通一丁目から駒形通三丁目ま</u>	静岡市葵区	<u>安倍町、梅屋町、大鋸町、追手町、上石町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、金座町、車町、黒金町、紺屋町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、駒形通一丁目から駒形通三丁目まで、栄町、桜木町、七間町、昭和町、新通一丁目、駿河町、大工町、鷹匠一丁目から鷹匠三丁目まで、茶町一丁目、天王町、伝馬町、常磐町一丁目から常磐町三丁目まで、研屋町、中町、西門町、馬場町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、日出町、富士見町、双葉町、宮ヶ崎町、本通一</u>

		<p><u>で、双葉町、新通一丁目、梅屋町、上石町、中町、本通1丁目から本通10丁目まで、本通西町、弥勒一丁目、大鋸町、大工町、研屋町、茶町一丁目、金座町、富士見町、車町、馬場町、宮ヶ崎町、安倍町及び八千代町の商業地域のうち、鷹匠三丁目の県道静岡環状線東側、横田町の市道御幸町柚木旧東海道線北側及び安倍町の県道井川湖御幸線西側かつ県道静岡環状線北側を除く地域</u></p>		<p><u>丁目から本通十丁目まで、本通西町、御幸町、弥勒一丁目、八千代町、横田町、吉野町、両替町一丁目及び両替町二丁目の商業地域のうち、安倍町の県道井川湖御幸線西側かつ県道静岡環状線北側、鷹匠三丁目の県道静岡環状線東側及び横田町の市道御幸町柚木旧東海道線北側を除く地域</u></p>
	駿河区	<p><u>南町1番から11番まで、泉町1番から3番まで、泉町6番から9番まで及び稲川一丁目1番から7番までの商業地域</u></p>	静岡市駿河区	<p><u>泉町1番から3番まで、泉町6番から9番まで、稲川一丁目1番から7番まで及び南町1番から11番までの商業地域</u></p>
			掛川市	<p><u>駅前、紺屋町、肴町、中町及び連雀の商業地域</u></p>
浜松市	中区	<p><u>八幡町、元浜町、山下町、北田町、元目町、早馬町、常盤町、尾張町、馬込町、東田町、池町、新町、板屋町、田町、神明町、肴町、連尺町、紺屋町、高町、松江町、旭町、鍛冶町、伝馬町、利町、千歳町、大工町、栄町、平田町、旅籠町、元魚町、塩町、成子町、砂山町、海老塚町、海老塚一丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、海老塚二丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、松城町の市道松城栄1号線東側、元城町の一般国道257号線東側及</u></p>	浜松市中区	<p><u>旭町、池町、板屋町、海老塚町、海老塚一丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、海老塚二丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、尾張町、鍛冶町、北田町、北寺島町の市道早出寺脇線西側及び市道飯田鴨江線北側、元目町、紺屋町、栄町、肴町、塩町、下池川町の一般国道152号線東側かつ市道植松和地線南側、神明町、砂山町の市道海老塚砂山1号線北側かつ市道砂山34号線西側かつ市道砂山北寺島2号線北側、大工町、高町、田町、千歳町、中央一丁目、中央三丁目、伝馬町、利町、常盤町、平田町、成子町、旅籠町、八幡町、早馬町、東田</u></p>

び市道馬込住吉線南側、下池川町の一般国道257号線東側かつ市道植松和地線南側並びに北寺島町の市道早出寺脇線西側及び市道飯田鴨江線北側の商業地域

町、松城町の市道松城栄1号線東側、元魚町、元城町の一般国道257号線東側及び市道馬込住吉線南側、元浜町、山下町並びに連尺町の商業地域

別表第7（第11条関係）

特定遊興飲食店営業の営業所設置
許容地域

<u>市区町名</u>	<u>地域</u>
<u>下田市</u>	<u>一丁目（13番から15番までを除く。）から三丁目まで、西本郷一丁目及び東本郷一丁目の商業地域</u>
<u>伊東市</u>	<u>銀座元町、寿町、幸町、桜木町一丁目、桜木町二丁目、猪戸一丁目、猪戸二丁目、宝町、竹の内二丁目、中央町、東松原町、松川町、松原本町、松原湯端町、弥生町、湯川一丁目、湯川三丁目及び和田一丁目の商業地域</u>
<u>熱海市</u>	<u>上宿町、銀座町、咲見町（7番を除く。）、清水町、昭和町、田原本町、中央町、渚町及び和田浜南町の商業地域</u>
<u>三島市</u>	<u>一番町、大宮町三丁目、芝本町、中央町、広小路町及び本町の商業地域</u>
<u>沼津市</u>	<u>上土町、大手町一丁目から大手町五丁目まで、鷗町、幸町、西条町、魚町、三枚橋町、下本町、白銀町、新宿町、新町、末広町、浅間町、添地町、大門町、高島本町、高沢町、高島町、通横町、仲町、八幡町、東宮後町、本町、真砂町及び町方町の商業地域</u>
<u>御殿場</u>	<u>新橋の商業地域のうち、県道沼津</u>

市	<u>小山線、県道御殿場停車場線、市道0216号線、市道4242号線及び市道1514号線に囲まれた地域並びに県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道1502号線及び市道1480号線に囲まれた地域</u>
富士市	<u>富士町、平垣、平垣本町及び本町の商業地域のうち、東海旅客鉄道東海道本線北側の地域並びに今泉一丁目、中央町一丁目から中央町三丁目まで、伝法、錦町一丁目、御幸町、吉原一丁目から吉原五丁目まで、依田原及び依田原町の商業地域</u>
富士宮市	<u>大宮町1番、大宮町2番、大宮町8番、大宮町10番、大宮町12番から32番まで、貴船町1番、貴船町2番、中央町2番から5番まで、中央町7番から9番まで、中央町12番から15番まで、西町1番から5番まで、西町10番から17番まで、西町25番から27番まで、東町13番、東町14番、東町21番から23番まで、東町30番及び宮町4番から10番までの商業地域</u>
静岡市清水区	<u>相生町、旭町、江尻町、江尻東一丁目から江尻東三丁目まで、大手一丁目、小芝町、銀座、袖師町、宝町、千歳町、辻一丁目、巴町、富士見町、本郷町、真砂町、万世町一丁目、万世町二丁目、港町二丁目及び宮代町の商業地域並びに入船町、島崎町、新港町、清開一丁目、清開三丁目、日の出町、松原町及び港町一丁目</u>
静岡市葵区	<u>安倍町、梅屋町、大鋸町、追手町、上石町、川辺町一丁目、川辺町</u>

	<p>二丁目、金座町、車町、黒金町、紺屋町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、駒形通一丁目から駒形通三丁目まで、栄町、桜木町、七間町、昭和町、新通一丁目、駿河町、大工町、鷹匠一丁目から鷹匠三丁目まで、茶町一丁目、天王町、伝馬町、常磐町一丁目から常磐町三丁目まで、研屋町、中町、西門町、馬場町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、日出町、富士見町、双葉町、宮ヶ崎町、本通一丁目から本通十丁目まで、本通西町、御幸町、弥勒一丁目、八千代町、横田町、吉野町、両替町一丁目及び両替町二丁目の商業地域のうち、安倍町の県道井川湖御幸線西側かつ県道静岡環状線北側、鷹匠三丁目の県道静岡環状線東側及び横田町の市道御幸町柚木旧東海道線北側を除く地域</p>
静岡市駿河区	<p>泉町1番から3番まで、泉町6番から9番まで、稲川一丁目1番から7番まで及び南町1番から11番までの商業地域</p>
掛川市	<p>駅前、紺屋町、肴町、中町及び連雀の商業地域</p>
浜松市中区	<p>旭町、池町、板屋町、海老塚町、海老塚一丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、海老塚二丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、尾張町、鍛冶町、北田町、北寺島町の市道早出寺脇線西側及び市道飯田鴨江線北側、元目町、紺屋町、栄町、肴町、塩町、下池川町の一般国道152号線東側かつ市道植松和地線南側、神明町、砂山町の市道海老塚砂山1号線北側かつ市道砂山34</p>

号線西側かつ市道砂山北寺島2号線北側、大工町、高町、田町、千歳町、中央一丁目、中央三丁目、伝馬町、利町、常盤町、平田町、成子町、旅籠町、八幡町、早馬町、東田町、松城町の市道松城栄1号線東側、元魚町、元城町の一般国道257号線東側及び市道馬込住吉線南側、元浜町、山下町並びに連尺町の商業地域

別表第8（第12条関係）

臨時特定遊興飲食店営業の営業所
設置許容地域

地域名

三島市大宮町二丁目 三島大社境内

富士市今井 妙法寺境内

富士宮市宮町 浅間大社境内

静岡市清水区西久保 秋葉山神社境内

静岡市葵区宮ヶ崎町 静岡浅間神社境内

焼津市焼津二丁目 焼津神社境内

島田市金谷 巖室神社境内

島田市金谷河原 八雲神社境内

磐田市中泉 府八幡宮神社境内

磐田市見付 矢奈比売神社境内

浜松市中区鴨江四丁目 鴨江寺境内

別表第9（第13条関係）

風俗環境保全協議会設置地域

地域名

下田警察署の管轄区域

三島警察署の管轄区域

伊東警察署の管轄区域

熱海警察署の管轄区域

沼津警察署の管轄区域

御殿場警察署の管轄区域

富士警察署の管轄区域

富士宮警察署の管轄区域

清水警察署の管轄区域

静岡中央警察署の管轄区域

静岡南警察署の管轄区域

掛川警察署の管轄区域

浜松中央警察署の管轄区域

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。